

第 31 回政府間海洋学委員会(IOC)総会報告

I. 日 時： 令和 3 年 6 月 14 日～24 日

II. 場 所： オンライン／ユネスコ本部（フランス・パリ）

III. 出席者・機関：

IOC 加盟国、その他国際機関等

我が国からの出席は、以下のとおり。（◎：団長、○：副団長）

（日本ユネスコ国内委員会委員及び同調査委員）

道田 豊 ◎日本ユネスコ国内委員会科学小委員会 IOC 分科会主査
東京大学大気海洋研究所教授・国際連携研究センター長

河野 健 ○日本ユネスコ国内委員会委員
日本ユネスコ国内委員会科学小委員会 IOC 分科会委員
国立研究開発法人海洋研究開発機構理事

安藤健太郎 日本ユネスコ国内委員会科学小委員会 IOC 分科会調査委員
国立研究開発法人海洋研究開発機構地球環境部門専門部長（西太平洋国際研究担当）
IOC-WESTPAC 共同議長

齊藤 宏明 日本ユネスコ国内委員会科学小委員会 IOC 分科会調査委員
東京大学大気海洋研究所国際連携研究センター国際協力分野教授

牧野 光琢 日本ユネスコ国内委員会科学小委員会 IOC 分科会調査委員
東京大学大気海洋研究所教授

（政府及び関係機関）

梅田 裕介 ユネスコ日本政府代表部参事官

天野 芳昭 ユネスコ日本政府代表部二等書記官（選挙のみ）

戸谷 玄 文部科学省研究開発局海洋地球課深海地球探査企画官

橋本 誠司 文部科学省研究開発局海洋地球課専門職

白野 亜実 文部科学省研究開発局海洋地球課海洋科学技術係長

佐藤 克成 気象庁大気海洋部環境・海洋気象課技術専門官（6月22日のみ）

山本 麻由 気象庁大気海洋部環境・海洋気象課海洋気象情報室技術専門官（6月22日のみ）

平 祐太郎 気象庁地震火山部地震津波監視課国際地震津波情報調整官（6月21日のみ）

西前 裕司 気象庁地震火山部地震津波監視課国際津波情報係長（6月21日のみ）

及川 光弘	海上保安庁海洋情報部技術・国際課課長補佐（6月21日のみ）
吉田 剛	海上保安庁海洋情報部情報利用推進課海洋空間情報室室長（6月23日のみ）
重松 賢行	環境省水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室室長補佐（6月17日のみ）
馬場 千尋	環境省水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室係長
肥田 慎司	国立研究開発法人海洋研究開発機構海洋科学技術戦略部国際協力課課長
宮木 修	国立研究開発法人海洋研究開発機構海洋科学技術戦略部国際協力課課長代理
立原 迅	国立研究開発法人海洋研究開発機構海洋科学技術戦略部国際協力課
石田 善顕	文部科学省国際統括官付国際戦略企画官
原 文絵	文部科学省国際統括官付国際統括官補佐
岡本 彩	文部科学省国際統括官付ユネスコ第三係長

IV. 団長所感

第31回 IOC 総会は、今年2月の第53回 IOC 執行理事会につづいて、COVID-19の流行が終息しないことを踏まえ、オンライン開催となった。2月の執行理事会や、このところ頻りに開催されている「国連海洋科学の10年」に関連する各種会合などのノウハウの蓄積もあって、特に大きな技術的トラブルはなく総会の議事が進んだ。

2月の第53回執行理事会では、Monika Breuch-Moritz 副議長が決議委員会の委員長を務めたが、今次総会では2年前の第30回総会に引き続き再度道田が決議委員長に指名された。オンラインによる決議委員会の進行には不安があったものの、特に問題なく2本の決議案の審議を進め、職責をこなすことができたと思う。総会の開始時点では、採択された決議2本に加え、アフリカ諸国を提案者とする別の決議案が提出されていたが、決議案提出のガイドラインに沿わないものであったことから事務局サイドで関係国との間で調整が行われ、最終的には当該決議案の内容のうち必要かつ妥当な部分については、関連議題の決定に反映させることで折り合いが付いた。当該決議案の取り扱いに関し、ガイドラインとの整合性などの点について、決議委員会における審議に付されることとなった場合は紛糾することも想定されたが、それに至らず、非英語圏の委員長としては安堵した。

大半の議題において加盟国間で大きな意見の相違は見られず、国連海洋科学の10年の実施をはじめ、協力的かつ積極的に推進する姿勢に終始した。その中で、意見分布に幅が見られ議論になったのは、IOCINDIO（中央インド洋地域委員会）の小委員会（Sub-Commission）化（格上）の議題であった。当該議題3.5.6の報告にあるとおり、手続き上の瑕疵や、計画案のうち特に対象海域に関する調整未了等を理由として、今次総会における小委員会化に懸念を明確に示す国も複数あり、会期内作業部会における詳細検討に委ねられた。作業部会の議

論も紛糾し、小委員会化に向けて時に強硬な意見を繰り返し表明する推進側と、慎重派の間で意見の隔たりが顕著である場面もあった。結果的には、微妙なバランスの妥協案、すなわち、「小委員会化を進めることにするが、そのための手続きを進め、次回総会で決議案を提案し承認」という道筋についてぎりぎりのコンセンサスとなった。なお、小委員会化を推進する側のインドから出ている新旧副議長（Satheesh Shenoï 氏および Srinivas K Tummala 氏）は、作業部会の議事進行および関係の発言において、いずれも中立的姿勢を維持していたことを記しておく。

国連海洋科学の 10 年は、各国の非常に積極的な姿勢が随所に見られ、地域内各国でも、タイが地域調整事務所の招致と今年夏および 2022 年に関連の国際会議を主催することを表明するなど、日中韓の東アジア 3 国に加えて、東南アジア諸国においても同 10 年の推進が重要な政策課題として浮上していることがうかがわれる。我が国も、国内委員会を通じた一層の推進、若手専門家（ECOP）の活動の支援などが必要と思われる。

オンライン会議による意思決定の方法論に関する検討を契機として、IOC 手続き規則の改定が進められている。ここまで会期間諮問グループ（IFAG）における議論、今次総会の財政委員会における審議を踏まえ、次期総会で新規則の承認を目指すこととなった。IFAG 等における議論は、齊藤宏明・IOC 分科会調査委員および文部科学省のご担当にフォローいただいているところ、ここまでの的確なご対応に感謝するとともに、引き続き関連する議論への参画をお願いしたい。

総会の重要事項である選挙については、ぎりぎりのタイミングで調整がなされたグループ IV を含めすべてのグループでクリーンスレート成立となった。仮に投票になった場合には、ユネスコ本部において対面による投票が行われることとなるため、テクニカルに難しい運営となることが想定された。直前まで投票不可避かと思われたグループ IV については、日本政府代表部の皆様のご尽力もあって、最終段階で投票は回避された。代表部および文部科学省の関係各位に心から感謝申し上げる。

今次総会では、IOC 事務局から 5 月になって、「総会向けにナショナルレポートの提出を歓迎する」旨通知があり、ショートノーティスではあったものの、オンライン総会における審議時間を確保するという IOC 事務局の意図は理解できること、これを機に我が国貢献のポイントを簡単にまとめておくことは無駄ではないという判断から、これを作成し、あらかじめ提出してあった。この作業については、厳しい日程の中で国際統括官付の方々に無理をお願いすることとなり、その労をとくに多とするものである。ところが、IOC 事務局の要請に応じてレポートを提出した国は、我が国のほか、ロシアとインドだけであり、かつ、総会の議事において一切参照されないという、我が方としては少々看過しがたい取り扱いであったことから、次回会合の議題の際に発言した。当方発言に対して、リャビニン事務局長からは、わが国として、また一加盟国としても一定程度評価しうる回答を引き出すことができたと思う。IOC 事務局サイドにとって耳の痛いことではあっても、言うべきことはしっかり発言しておくことが肝要で、そうしたことの積み重ねが我が国に対する信頼度向上の一助になるも

のと信じる。

今回は、2月の執行理事会に引き続きわが国からの出席者がそれぞれの場所から Zoom の会議にアクセスすることとなり、2月の時と同様、文部科学省において、わが国出席者間の情報交換のためのチャットボックスをセットしていただいたことにより、本会議のサイトとは別システムで必要な意見交換の場を確保することができた。極めて有効な対応であったので、ご配慮とご尽力に感謝するとともに、今後同様のオンライン会議となる場合にも、今回のこのような対応が行われるとよいと思う。

オンライン開催という諸制限もある総会ではあったが、我が国代表団が従前どおり IOC 事業に対して的確かつ建設的な貢献ができたことは、団長として安堵するとともに誇りに思う。出席された関係各位、文部科学省はじめ関係各官のご尽力のたまものであり、ここに深く感謝する次第である。

V. 議題結果報告

1. 開会（6月14日）

冒頭、Ariel Troisi IOC 議長（以下、IOC 議長）より、第 31 回 IOC 総会の開会宣言が行われるとともに、開会に際し、Xing Qu ユネスコ事務局長補からのビデオメッセージが流された。気候変動や生物多様性の損失など、地球規模課題に立ち向かうための海洋科学の重要性や、漁業など、経済的な開発は特殊な事情を考慮しないといけない点が言及された他、先日チュニジアで開催された水中遺産条約締約国会議に触れ、昨年公開された世界海洋科学報告（GOSR）を引用しながら、海洋研究の予算は、海洋教育を含めても予算が多くはないことが言及された。また、海洋は教育、無形文化遺産を含む文化遺産など分野横断的に取り組むことが重要であること、小島嶼開発途上国（SIDS）の課題などにも触れながら、海洋とともに発展していくことの大切さが述べられ、前向きなイニシアティブに期待することや、「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年」（以下、「国連海洋科学の 10 年」）の開始、6月8日の国際海洋デーに際して Decade Actions としてそれぞれ 30 の異なるプログラム・コミットメントが採択されたことにも言及があった。沿岸部などでの自然災害が深刻であることも踏まえ、インド洋での研究や、津波減災システム、海洋データ交換などに加え、気候変動のよりよい理解を図ることが重要であり、IUCN や生物多様性条約との連携などに触れつつ、政策と科学が結びつくことが成功につながる旨、述べられた。

また、IOC 議長より、少なくとも 18 か月間、新型コロナウイルスの感染拡大下におかれながらも、海洋に関する研究や活動を進めてきたことや、IOC 設立 60 周年のクロージングについて加盟国に感謝の意が述べられたのち、IOC に貢献し、今年逝去された研究者（John Bemiasa 教授（Madagascar）、Jose Stuardo 教授（Chile）、平啓介教授（日本））が紹介され、黙禱が捧げられた。

2. 手続事項（6月14日）

Vladimir Ryabinin IOC 事務局長（以下、IOC 事務局長）より、通訳の手配の都合により、会議は会議終了時間の遅くとも 10 分程度までしか延長できない、発言については、加盟国は 3 分、オブザーバーは 2 分というアナウンスがあった。また、各国の特に重要な発言については、報告書の附属書とするため、テンプレートに従い iocgovbody@unesco.org まで提出するよう説明があった。

2.1 議題案の採択（6月14日）

議長より、18 日（金）の 12:00～（パリ時間）第 3 回財政委員会と 16:00～（パリ時間）の第 3 回選挙管理委員会の時間を交換することを提案され、議場からは異議なく了承された。

2.2 ラポラトゥールの指名（6月14日）

ポルトガルからの提案及びロシアの支持により、インドの A. Ramadass 氏がラポラトゥールとして指名された。

2.3 会期内委員会の設置（6月14日）

下記の 3 つの会期内委員会が IOC 規程に基づき設置された。IOC 議長から、各委員会は Open-ended であることが述べられた。

財務委員会（委員長：Karim Hilmi 氏（モロッコ）：IOC 副議長）

決議委員会（委員長：道田豊氏（日本））

選挙管理委員会（委員長：Amr Morsy 氏（エジプト））

2.4 タイムテーブル及び会議文書の紹介（6月14日）

IOC 事務局長から会議資料、今次総会のタイムテーブルについて説明があった。

3. IOC 関係報告

3.1 議長による報告（6月14日～15日）

昨今の新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、今次総会においては選挙のみを対面とし、オンライン会議を取り入れたハイブリッド形式としており、手続規則（Rules of Procedure; RoP）を踏まえて、包括的で、透明性が確保され、効果的であるように入念に準備してきたこと、このリモートワークの期間を通じて、第 53 回執行理事会において財政委員会が行ってきた RoP の見直しについて述べられた。財政面では、IOC は課題に直面しており、ユネスコ事務局長や加盟国、ドナー及び海洋関係者からのサポートも受けてはいるものの、IOC を取り巻く業務は拡大していて、人的・財政的資源は必ずしもこれに伴っているわけではないという点に触れながら、IOC は国連の枠組みにおいて海にリンクした価値あるパートナーであり、

明確な技術貢献、科学的知見、科学・政策のギャップを橋渡しする役割を担う機関であることが強調された。その例示として UNFCCC の Blue COP、BBNJ、UNCLOS、OBIS、水中文化遺産などが紹介され、国連海洋科学の 10 年に関連することであり、昨年発表された GOSR では、海洋科学に携わる女性が 39% であり、科学分野全般より 10% 高いことも踏まえると、ジェンダー平等を含めた様々な分野における貢献が期待されることが述べられた。国連海洋科学の 10 年実施計画が 2020 年 12 月に国連海洋及び海洋法包括決議において満足とともに留意されたことを踏まえ、実施について調整を行い、様々なタスクを満了するために人的・財政的な用意が必要であること、国連海洋科学の 10 年暫定諮問委員会によって承認された国連海洋科学の 10 年のプログラム及びコントリビューションが先週の世界海洋の日に公開されたことが言及された。また、引き続き海洋データ情報システム (ODIS) の開発を行い、Ocean InfoHub のような事業を立ち上げていること、OceanTeacher Global Academy (OTGA-2) や太平洋島海洋外来生物侵略警報ネットワーク (PacMAN) などに触れ、フランダース政府の支援への謝意が表明された。能力開発については、すべての海洋研究とサービスからの参画があることでそのメリットがあることが強調され、いくつかのイニシアティブにおいてアフリカ、ラテンアメリカ・カリブ、太平洋の小島嶼開発途上国に焦点を当てたものがあるが、IOC 加盟国 150 か国のうち 1/3 程度しかフォーカルポイントが登録されていない現状であることから、より多くの加盟国が関与することを望むとのコメントがあった。

日本からの指摘により、議長から、実施計画については UNGA で noted with satisfaction といったが、決議上では Noted with appreciation である旨言及があった。

米国、ケニア、IOCINDIO からはコロナ禍にもかかわらず、議長のリーダーシップに感謝する意が表され、日本からは実施計画の国連決議に関する議長 Statement の修正を感謝する旨発言したほか、韓国からは国連海洋科学の 10 年準備期間から行っている財政支援を引き続き行うことが表明された。

3.2 前回会合以降の業務実績及び予算執行状況に関する事務局長報告 (6 月 15 日)

IOC 事務局長から第 30 回総会以降の IOC の活動及び予算執行状況に加え、議題 4.1 の中期戦略素案及び議題 4.2 のプログラム・予算案についてもまとめて報告があった。

IOC を取り巻く状況は、国連海洋科学の 10 年だけでなく、コロナも含め、新たな要素が加わっており、ユネスコでは中期戦略 (2022-2029; C4) 及び予算 (C5) などを検討しているところであり、IOC においては、関係の UN 機関や国際機関・NGO 等との連携強化しながら各事業を進めていることが紹介された。IOC の活動については、国連海洋科学の 10 年の調整役となっているが、科学的根拠に基づいた統合的な取組を、3 つの地域小委員会と IOCINDIO とともに進めている旨強調された。このほか、IOC のファンクションごとの活動状況、地域補助機関の活動概要が紹介された。

海洋空間計画 (MSP) について EU と共同でロードマップを作成し、「MSP グローバル」

プロジェクトの支援のもと、MSP Global International MSP Guidance の発刊準備が整ったと報告があった。現在 76 カ国以上が MSP 関連の取り組みを行っており、海洋の 15% がカバーされている等、海洋管理に向けて前進していること強調されていた。

この中で海洋状況報告 (StOR) については、そこまで専門的すぎることを取り入れるつもりはなく、理解しやすいものにするとの発言があり、2022 年の第 55 回 EC において StOR パイロット版を、外部資金 (Extra budget) を活用して実施することが発表された。また、能力開発に関しては、フォーカルポイントのリアクションが悪い現状が示され、能力開発は海洋リテラシーにも直結することから、その重要性が強調された。

IOC 中期戦略については会期間財政諮問グループ (IFAG) や執行理事会を通じてこれまでも議論されてきたこととその概要が簡単に紹介された他、予算については、マルチのスポンサーを含む、任意拠出金などが IOC にとっては非常に重要である (IOC 全体予算のおよそ半分を占める) ことから、外部資金や拠出金のドナーへ感謝の意が表された。アフリカやジェンダー、SIDS の重要性が増す中、海洋科学の 10 年の調整に費やす経費も多く、ノンイヤーマークの支援がほんのわずかであること、ファンドレイジングの新たなアプローチ開拓の重要性などが述べられた。また、内部監査による IOC の戦略的評価に関して、6 月に報告書がとりまとめられ、7 月末には報告書のドラフトが出来上がってユネスコに提出されることになる旨共有された。最後に、IOC はユネスコの中で最も小さい組織だが最も成功しているセクターであることが強調された。

事務局からの報告に対し、ブラジル、ケニア、フィリピン、マレーシア、ガボン、スウェーデン、中国、英国、米国、アルゼンチン、日本、フランス、タイ、ノルウェー、ポルトガル、ドイツ、エジプト、スペイン、ロシア、インド、モロッコ、インドネシア、韓国、イタリア、イラン、グレナダ、キューバ、アルジェリア、コロンビア、コートジボワール、トーゴ、メキシコ、ベナン、ドミニカ共和国、WMO、IOCARIBE、IOCINDIO が発言し、主に IOC 活動への支持や各国の貢献、今後 IOC 事務局へ期待する点を示されたが、IOC 事務局の限られた人的資源や財政面から、より多くの外部資金の獲得を促す意見や、StOR のパイロット版実施後の見通し、能力開発については大学を巻き込むべきといったコメントもあった。我が国からは、JFIT の継続的支援について言及したほか、StOR は WOA など他の報告書のサイクルを考慮し重複をさけて検討すべきである点を指摘した。

これらの意見を受け、事務局長からは、IOC へのサポートへの謝意と、批判的な意見については健全な議論の証拠であり、IOC はリーダーシップ以上にパートナーシップを重視するとの返答があった。

3.3 IOC 小委員会及び地域委員会による報告

3.3.1 IOC 西太平洋地域小委員会からの報告 (6 月 17 日)

WESTPAC の Tuan 前議長より 2 年間の活動の報告がなされた。新たに設立された RTRC について①フィリピン海における生態生息地の回復と管理、②ベトナムで提供される水産物、

③中国のマイクロプラスチックに関するものが紹介された。同様に5件の新しいプログラム・ワーキンググループについても紹介があった。また、2022年に開催される第11回WESTPAC国際海洋科学会議に合わせて第1回国連海洋科学の10年の地域会合が開催されること及びそれらを見据えたオフィスの強化が非常に重要であることが強調された。これに対し、日本、韓国、フィリピン、中国、ロシア、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、パナマから発言があった。我が国は対処方針に則り、WESTPACの加盟国と連携し、より多くの国連海洋科学の10年のアクションの検討・提案を進めるために、専門的・知的支援等の協力を行っていく旨発言した。韓国からは、10年地域キックオフ会議を含め、これまでの活動を強く支持する旨発言があった。フィリピンからは、小委員会の人員が不足しており、国連海洋科学の10年の調整機関として活動していく際の取り組みに影響を与える可能性があることと懸念が示された。中国からは、複数の手段を通じて、必要な支援を提供していく旨発言があった。ロシアからはプロジェクトの進捗が大きく、参加するパートナーが増えていることに注目しており、国際協力を効果的に運営する方法のモデルになると考えている旨発言があった。タイからは国連海洋科学の10年地域キックオフ会議、来年7月に開催される国際海洋科学会議を始めとしたWESTPACの活動に積極的に参加するなど、国連海洋科学の10年のアクションをサポートする旨発言があった。インドネシア及びベトナム、マレーシア、パナマからは、調和のとれた活動とそのリーダーシップに感謝する旨発言があった。

決定案には特段のコメントは無く採択された。

3.3.2 IOC カリブ海地域小委員会からの報告（6月17日）

IOC CARIBE Mr. Arnulfo Sanchez 議長から活動報告がなされた。2030年までにカリブ海全域の海底地図を作成する戦略を立てたこと、サルガッサムのモニタリングと予測システムを開発してきたこと、2021年3月から衛星を使って原油流出を監視する地域パイロットプロジェクトを始めたこと、IOC シガテラ戦略を策定したこと、国連海洋科学の10年西熱帯大西洋地域のワークショップを開催したことについて紹介があった。これに対し、コロンビア、ジャマイカ、アメリカ、グレナダ、メキシコ、WMO IOC joint collaborative board (JCB) から発言があった。多くの国からサルガッサムや油流出のモニタリング、能力開発の分野で、委員会から多大な支援を受けたことに感謝する旨発言があった。

決定案についてはグレナダからの韓国の正式名称の指摘が受け入れられ、採択された。

3.3.3 IOC アフリカ地域小委員会からの報告（6月16日）

IOCAFRICA のMohamad Said 議長から2019年3月にIOC アフリカ小委員会第5回セッションを開催したこと及び2021～2023年のIOC アフリカのワークプログラム（新規3件）について活動報告があった。活動報告に対し、アルジェリア、ケニア、タンザニア、スペイン、コートジボワール、ナイジェリア、トーゴから発言があった。

多くの国から、IOC AFRICA の作業計画の策定・実施にあたりベルギー、中国、ノルウェー、

スペイン、スウェーデン政府からの支援に感謝の言葉が述べられたほか、2021年12月にエジプトで開催される「国連海洋科学と持続可能な開発の10年」のアフリカキックオフ会議を歓迎する発言が目立った。

決定案については、IOC AFRICA の作業計画の策定・実施に貢献した国として南アフリカ、ケニア、コートジボワールが追記された。

3.3.4 IOC 中央インド洋地域委員会からの報告（6月16日）

IONINDIO 議長の Khurshed Alam 氏より 2019年5月からの IOCINDIO の活動報告がなされた。インド洋地域における海面上昇暴風雨サービスのための沿岸脆弱性評価とモニタリングに関する国別追加フレームワーク、インド洋北部と中部の地域計画ワークショップがあり、国連海洋科学の10年に貢献するものであること、これらの活動・提言・開発には、職業訓練、国際的およびインドの科学者の移動、フェローシップ、奨学金、国内外の共同プロジェクト、地域的および国際的な協力、国連の海洋・気象サービスとの協力等が、能力開発を行う上で必要であることが強調されていた。また、インド洋の加盟国の安全、セキュリティ、持続可能な開発のための沿岸の脆弱性に関する地域フレームワークの開発、海洋生物のモニタリングと管理、マイクロプラスチックに関する研究、インド洋における津波の早期警戒、既存のプログラム・研究・調査における知識のギャップの目録作成、国連海洋科学の10年の成功にむけた広く公平な利用を最大化することがインド洋で推奨されている活動と説明があった。これらの報告に対して加盟国より発言は無かった。（続けて説明された後述の3.5.6IOCINDIO の小委員会への昇格に関するインターベンションを除く。）

3.4 その他 IOC 下部機関に関する報告

3.4.1 海洋災害のための警告及び減災システム

3.4.1.1 地域早期警戒サービス（6月21日）

北東大西洋、地中海及び隣接海域における早期津波警報・減災システムのための政府間調整グループ（ICG/NEAMTWS）議長の代理として、同副議長の Costas Synolakis 氏より、ポルトガルを同地域における5番目の津波情報提供機関として認定したこと、2020年11月の世界津波の日と同調整グループでウェビナーを開催したこと、東北地方太平洋沖地震10年の2021年3月に北東大西洋・地中海及び隣接海域津波訓練（NEAMWave21）を開催したこと等の報告があった。

カリブ海及び隣接海域における津波・その他沿岸災害警報システムのための政府間調整グループ（ICG/CARIBE-EWS）議長の Silvia Chacon 氏から、同調整グループ第15会合を2021年4月にオンラインで開催したこと、2021年3月のセントビンセント・グレナディーン諸島の火山噴火の事例を受けて、津波は発生しなかったが今後の備えとしてメンバー国に対して、潮位観測体制維持、すべての要因による津波リスクの評価及び津波の兆候に関する教育について推奨したこと、2020年と2021年にカリブ海及び隣接海域津波訓練

(CARIBEWave20,21) を開催し、2021 年の訓練では 48 国中 47 国が参加するなど成功裏に実施できたこと、今後の取り組みでは、メンバー国は国連海洋科学 10 年津波プログラムへ関与・貢献することを奨励すること等の報告があった。

3.4.1.2 海洋災害のための警告及び減災システムに関するグローバル調整 (6 月 21 日)

津波及びその他の潮位に関連する災害警戒・減災システム作業部会 (TOWS-WG) 議長の Alexander Frolov 氏から、全世界の津波警戒・減災システムの概要と 2019 年からの主な動き、Tsunami Ready program の概要と 2019 年からの主な動きについての報告があった後、同作業部会から提案された国連海洋科学 10 年津波プログラムについて、海底ケーブル網による地震津波観測や GNSS 観測等の活用による津波予測技術の改善や同プログラムの運営のための科学委員会の設置等、同プログラムの概要についての説明があった。

これら (3.4.1.1 及び 3.4.1.2) の報告・説明に対して、我が国の他、米国、スペイン、英国、ニュージーランド、イタリア、オーストラリア、コロンビア、チリ、フランス、キューバ、ポルトガル、トルコ、タイ、インド、中国、ロシア、グレナダ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、フィリピン、インドネシア、WMO から発言があった。

我が国からは、対処方針に従い、太平洋津波警戒・減災システムのための政府間調整グループ (ICG/PTWS) の第 29 回会合を東北地方太平洋沖地震 10 周年にあたる 2021 年 3 月に日本での開催することとしていたが新型コロナウイルス感染症拡大のために延期となったこと、ICG/CARIBE-EWS 第 15 回会合が 2021 年 4 月にオンラインで開催されたことは新型コロナウイルス感染症の世界的流行の中前向きな取組として歓迎すること、また、TOWS-WG より提案された国連海洋科学 10 年津波プログラムを我が国も支持し、津波災害軽減のための同プログラムの実現に向けて我が国の長年にわたる経験と知識に基づき可能な国際貢献を行う旨の発言を行った。各国からも地域津波警戒システムや同プログラムへの貢献について発言があった。

決定案は、オーストラリアからの同プログラム科学委員会メンバー選定における地域・年齢・性別のバランスを考慮することに関する追記提案を受け入れて、採択された。

3.4.2 国際海洋データ・情報交換システム (IODE) : 第 26 回会合 (2021 年 4 月 20 日-23 日) (6 月 23 日)

IODE 共同議長の Belov 博士より、2021 年 4 月 20 日から 23 日にかけてオンラインで開催された第 26 回 IODE 会合の結果報告がされた。特に決定事項に関連することとして、海洋データ情報システム (ODIS) の推進は国連海洋科学の 10 年の実施にとって極めて重要であること、採択から約 20 年を経過した「IOC 海洋データ交換原則」について、海洋を取り巻く諸環境の変化を受けて改定することを検討する作業部会の設置を提案することなどが述べられた。

これに対して、ブラジル、サウジアラビア、イギリス、アルゼンチン、フランス、米国、日

本、コロンビア、中国、ポルトガル、インドネシア、カナダ、インド、イタリア、チリ、クウェート、マレーシア、ナイジェリア、イラン、ベニン、メキシコ、WMO、ペルー、タイ、GOOSの順で発言があった。

多くの国から、コロナ禍における、IODE 共同議長による会期間活動へのリーダーシップに対する感謝と、フランダース海洋研究所の IODE への貢献に対するフランダース政府への感謝が述べられた。

我が国からも、同感謝の意の表明を行ったほか、①国連海洋科学の 10 年の活動にとって IODE は強力な原動力であり IODE 活動へ貢献を強化すべきとしていること、②日本海洋データセンターや OBIS に対する活動を通じて IODE の活動全体に貢献するとともに、WESTPAC や PICES などの地域レベルでの海洋データの連携や協力を強化していくことを表明した。

決定案については、議場から修正意見やコメントは全くなく、原案の通り採択された。

3.4.3 第 15 回有害藻類に関する政府間パネル（2021 年 3 月 23 日－25 日）（6 月 18 日、21 日）

IPHAB 議長の Silke 氏より有害藻類に関する政府間パネルの概要とその構成、The Global HAB Status Report 内容を含む説明及び活動報告がなされた。具体的には、IPHAB の国際的なパートナーである FAO（国連食糧農業機関）がパートナーとして IPHAB に復帰することに興味を示したこと及び、今回初めて世界的なデータベースを用いて、増加の原因が農業にあり、有害藻類の報告も増加傾向にあることが判明したこと、さらに、魚や貝などの養殖場にとって、藻の発生は人間社会に害を及ぼすものであるが、栄養塩類は農業やその他のソースにより発生すること、また、地域によって有害藻類が異なる一方で有害藻類の種類によって貝毒の症例を正確に予測できない等の重要なデータギャップが存在するという説明があった。次のステップとして、気候変動モデルと栄養モデルを重ね合わせることにより予測精度を向上することが示された。この発表に対し、ブラジル、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、スペイン、コートジボワール、イタリア、コロンビア、ベナンからインターベンションがあった。多くの国から有害な藻類の発生は、沿岸部に住む人々や、魚介類を食べる人々にとって脅威であり、本パネルに関心がある旨述べられた。我が国からは WESTPAC を通じて貢献してきたこと、FAO が共催者に復帰する可能性があることについて歓迎する旨等発言を行った。メキシコからは有害藻類の早期警報システムについて IOC CARIBE 加盟国全体で重要な活動であることを強調する指摘があった。コートジボワール及びベナンからは有害藻類は国境を跨がる問題であり、国際協力によりデータを最大限に活用することによって発生源を特定することを重要視する発言があった。Silke 氏の機器トラブルにより各国インターベンションに対する個別の応答はなく、支持に対し感謝を述べた。

決定案については IPHAB の会次についての誤記指摘等が受け入れられ採択された。

3.5 プログラム開発

3.5.1 大洋水深総図（GEBCO）成果物へのユーザーの要求と貢献に関するワーキンググループによる3年毎のアセスメント（6月21日、22日）

GEBCO 成果物へのユーザーの要求と貢献に関するワーキンググループの議長である Frederico Saraiva Nogueira IOC 副議長から、2021年5月にIOC加盟国等に対し実施されたユーザー要求分析及びGEBCO成果物に対するIOC加盟国の貢献を強化するための検討を目指した隔年評価の結果について報告が行われた。これに対し、ポルトガル、ブラジル、コロンビア、ケニア、米国、フランス、イタリア、GEBCO及びWMOより発言があった。各加盟国は、GEBCOの活動やSeabed2030プロジェクトへの支持と貢献、海底地形データの収集及びキャパシティビルディングの重要性について述べた。GEBCO指導委員会委員長を務めているノルウェーのEvert Flier氏からは、21日がIHO創立100周年であることから、IOC加盟国のIHOへの貢献及びワーキンググループ（WG）の活動に対し、感謝する旨の発言が行われた。WMOからはGEBCOの収集する沿岸域の海底地形データは沿岸モデルの構築にも有用であるとの発言がなされた。

その後、Nogueira副議長より各国の発言に対するフィードバックがなされ、各国の積極的な発言に感謝するとともにGEBCO Seabed 2030プロジェクトを進めるためにはより多くの海洋調査が必要であるとの発言が行われた。最後に再度、Flier氏より、WGについて、IOC加盟国やそのほかの関係者についてもフィードバックや協力をお願いしたいという発言があり、GEBCOが提供するデータは取得と収集に時間がかかり、次回はより対象を広く回答を収集したいことから、本レポートは、2年ごとではなく、3年ごとに実施したい旨の発言が行われた。

決定案についてはアクションペーパー（AP）に記載のある次回のAssessmentが発表される機会をIOC Governing BodyからIOC Executive Councilに変更する等、軽微な修正が実施されたのちに承認された。

3.5.2 全球海洋観測システム（GOOS）ワークプラン（6月22日）

GOOS運営委員会共同議長のAnya Waite氏から、観測ネットワークのステータス（COVID-19の影響、生物・生態系観測）、GOOSワークプラン、GOOSから提出された3つの国連海洋科学の10年プログラム（Ocean Observing Co-Design, Observing Together, CoastPredict）について説明があった。GOOSワークプランについては、GOOS2030戦略に対する達成度と達成に要するリソースについてフォーカスされた説明となった。

これに対して、我が国の他、フランス、コロンビア、ドイツ、米国、ポルトガル、カナダ、チリ、アルゼンチン、イタリア、スペイン、コートジボアール、インドネシア、WMO、SCORから発言があった。

我が国からは、対処方針に従い、GOOSワークプランを支持し、また、国連海洋科学の10年の開始にあたりGOOSの重要性が増すことを指摘しつつ、GOOSに対する日本の貢献を

述べた。各国からも GOOS への貢献について発言があったほか、コートジボワール、インドネシアなどが沿岸予測の重要性を指摘した。

決定事項については、事前にアフリカの加盟国から、IOC アフリカ、GOOS アフリカ、およびそのステークホルダーの連携を密にすることに関する文言等の追加案が提出されたほか、特に修正意見はなく、採択された。

なお、GOOS 運営委員会地域メンバーの指名が行われ、Group IV からは当初の予定通りインドの Balakrishnan Nair 氏が選出された。また、Group V は選出工程が完了しなかったため、Group V の IOC 副議長に対し、時期メンバーの任期開始となる 2022 年 1 月 1 日までに選出を済ませるよう要求された。

3.5.3 IOC 能力開発戦略の改定（6 月 23 日）

IOC の能力開発専門家グループの共同議長を Ariel Troisi 氏と供に務める Alan Evans 氏から概要説明があった後、アルゼンチン、ブラジル、米国、コートジボワール、英国、ケニア、ドイツ、韓国、インドネシア、ポルトガル、フランス、スペイン、カタール、ノルウェー、メキシコ、マレーシア、グレナダ、ドミニカ共和国、WMO、SCOR、PICES、IUGG より発言があった。IOC にとって特に重要なミッションであることから現行戦略（2015-2021）を 2 年延長しその間に新戦略を立てるよう能力開発専門家グループの委嘱事項を見直して次期総会に新戦略を提案することを支持する発言が目立っていた。国連海洋科学の 10 年の能力開発の章と整合させる必要性についてブラジル及びスペインから言及があった他、PICES からは Decade Programme として承認された「SMARTNET」の紹介があった。ケニア、韓国、メキシコからは女性や若手科学者のニーズを汲み、能力開発対象とすることが重要である旨発言があった。インドネシアからは IOC 事務局に対してメカニズムを改善することで既存のリージョナル・グローバルトレーニングセンター間の能力開発に関する協力を行うよう要請があった。ドミニカ共和国より海洋教育プログラム Ocean Teacher Global Academy に参加する科学者を可能な限り増やしていくことが重要である旨発言があった。Alan Evans 氏よりカタール及びノルウェーからの支援に感謝する旨述べられた。決定文案に対しては、コートジボワールを筆頭にアフリカグループから何点か修正意見が出され、能力開発専門家グループには既存メンバーだけでなく新たなメンバーも推薦することを勧めるといった内容で加筆がなされた。

3.5.4 IOC 海洋リテラシー行動計画戦略（6 月 23 日、24 日）

IOC 事務局より、海洋リテラシー戦略のこれまでの経緯（ドラフトの各国照会については 39 か国から提出）、ビジョン、6 つのプライオリティ、主な三つのエリア（フォーマル教育、能力開発、知識のサポートと交流）と優良事例の紹介、ツールキットの開発とその翻訳状況、ビジネスセクターへのトレーニングとして動画を作成していること、スウェーデンやフランダース政府の支援による研修の実施、2020 年 6 月の海洋リテラシーバーチャルサミットの実

施、国連海洋科学の10年における海洋リテラシーの推進、プライベートセクターや加盟国、欧州委員会からの外部資金による支援によって支えられている旨報告があった。

これに対して、ケニア、コロンビア、日本、カタール、アルゼンチン、フィリピン、ドイツ、スウェーデン、インドネシア、ブラジル、イタリア、クウェート、イラン、米国、ポルトガル、韓国、キューバ、英国、ナイジェリア、グレナダ、マレーシア、バングラデシュ、ドミニカ共和国、ベナン、パナマから発言があり、海洋リテラシーは国連海洋科学の10年に貢献すること、一般への普及だけでなく能力開発や多様なステークホルダーの参画に資すること、ユネスコ教育局との連携（ESDなど）への期待、財政的支援の促進、各国の取組の紹介（韓国：国立海洋博物館）に関するコメントが寄せられ、我が国からは、海洋リテラシー行動計画レビューへのコミット、ツールキット活用パイロット事業への国内のユネスコスクールの参画、学校のみならず教育委員会によるフォーマル教育での実践や国連海洋科学の10年事例集でも海洋リテラシーに関する取組を取り上げている旨発言した。

これに対し、事務局からは、海洋リテラシー専門家会合によってさらに推進することや、ユネスコスクールやユネスコチェアとの連携なども行う予定である旨回答があった。決定案については、Annex to Dec. A-31/3.5.4 (ii)c “the coordination of Ocean Literacy networks at regional, national and local levels” に、日本からの修正提案により regional の前に global を追加することで承認された。

3.5.5 WMO-IOC 合同協働戦略の承認及び WMO-IOC 合同協働評議会設立に関する報告（6月22日）

WMO-IOC 合同協働評議会（JCB）共同議長の Monika Breuch-Moritz 氏から、JCB の設立、協働戦略に示されたバリューチェーンおよび6つのアプローチについて説明があった。

まず事務局長より、前日の WMO 執行理事会において提案された協働戦略の修正点について提示されたのち、インドネシア、アルゼンチン、ドイツ、英国、米国、コロンビア、豪州、スペイン、ポルトガル、イタリア、WMO から発言があった。多くの国が協働戦略を歓迎し、また、ドイツからは各国内における WMO と IOC のより綿密な連携の必要性を指摘があった。

決定事項に関する修正意見はなく、案のまま採択された。

3.5.6 IOC 中央インド洋地域委員会(IOCINDIO)の小委員会への昇格（6月16日）

IONINDIO 議長の Khurshed Alam 氏より 2021 年 2 月 16 日開催のオンラインコンサルテーションにおいて、加盟国の強い支持を受け、IOC は会期中にインド洋中央部の IOC 地域委員会を IOC の小委員会へ移行することを推奨し、最終的に第 31 回総会において、本提言を承認し、本提言の完全な実施を支援するために IOC の通常予算から財源の割り当てを特定することを要請する旨述べられた。これに対しタンザニア、コートジボワール、クウェート、イラン、UAE、カタール、ケニア、スリランカ、タイ、中国、バングラデシュ、日本、フィリピン

ン、マレーシア、インドネシア、米国、英国、WESTPAC から発言があった。コートジボワール、クウェート、イラン、UAE、カタール、ケニア、スリランカ、バングラデシュから小委員会昇格について賛同・支持する発言があった一方で、タイ、中国、フィリピン、マレーシア、インドネシア、WESTPAC より手続き上のルールを尊重するべきであること、フィージビリティ・スタディーについてのレポートが提示されていないこと、加盟国間での協議不足等の懸念が示された。我が国からはインド洋の重要性について承知しているが、地理的範囲が曖昧であり、各国の懸念を払拭するために決議前に加盟国間で合意されるべき旨発言を行った。最終的にリャビニン事務局長から、インド洋地域の重要性と手続き規則を遵守する必要について話し、総会中にワーキンググループが組織され、コンセンサスを得た決定をするよう提案があり、事務局が加盟国の意向を確認し、総会中に関心国すべてが参加するオープンエンドのWG（議長：Dr. Sateesh Shenoi）を開催することが決定された。

WG はパリ時間の 18 日 9 時半（日本時間 16 時半）、20 日 14 時（日本時間 21 時）、21 日 8 時半（日本時間 15 時半）の 3 回にわたって開催され、我が国、ア首連、カタール、ケニア、マダガスカル、フィリピン、英国、バングラデシュ、豪州、トーゴ、米国、中国、フランス、インド、タイ、インドネシア、ドイツ、セイシェル、スリランカ、イラン、マレーシア、ベトナム、スペイン、モナコ、クウェート、ノルウェー、パキスタン、モロッコ、WESTPAC、IOCINDIO、ほか IOC 事務局長やオフィサーなど 80 名が参加した。なお、3 回のうち、2 回目については、招聘ベースの小規模な会合であり、我が国を含む 11 カ国（豪州、バングラデシュ、フランス、インド、インドネシア、日本、クウェート、フィリピン、タイ、英国、米国）と、IOCINDIO の前議長と新議長、IOC 事務局長のみが参加し、3 回目の WG で議論を行うための議決案を作成した。

今次総会で Sub-Commission に昇格することを既定路線として前回総会以降の宿題をこなす手続きにおいても内容においても十分 Sub-Commission になる要件を満たしたとする IOCINDIO の主張と、準備が不十分であり、時期尚早であるとのタイなどの主張が対立したが、IOC 事務局長が IOCINDIO を今般の総会において Sub-Commission 化するという議論ではなく、インド洋の海洋研究の重要性については、全加盟国が合意している所であるので、互いの信頼の元に合意できるロードマップ等を作成しなければならない状況であるとして建設的な議論を求めた形となった。英国が Sub-Commission の設立は決定（Decision）ではなく決議（Resolution）マターではないかと問題提起し、これまで Subsidiary Body が Decision で立ちあげられた前例もないことから、会期間の作業グループを設置し、次期総会に提出するための IOCINDIO を Sub-Commission とする Draft Resolution を策定することも含めた Decision を今次総会で決定することとして、2 回目の会合において、合意する改定 Decision 案を作成した。

その後、改定 Decision 案は総会に返され、インドが提供する事務局について一部文言修正のうえ承認された。なお、改定された Decision では、IOCINDIO を決議により地域小委員化するのではなく、新たな会期間 WG における議論を通じて、次期総会において Resolution と

する方向であることが書かれている。

3.6 第 41 回ユネスコ総会への IOC 活動（2020 年-2022 年）に関する報告（6 月 21 日）

2020 年から 2022 年の IOC 活動について、第 41 回ユネスコ総会へ提出されることが報告された。加盟国から特段のコメントは無かった。

3.7 国連海洋科学の 10 年実施計画に関する報告（6 月 17 日、18 日）

事務局より、第 1 回 Call for Action の結果と次のステップについて報告があり、より詳細な説明がなされた。Call for Action の結果報告の他、次回 Call for Action は 2021 年 9 月～10 月に募集開始が予定されていること、Decade Action 提案者やドナー等様々な利害関係者で構成される Communities of Practice が設立され、2021 年 9 月にその会合が開催予定であることが発表された。また、Decade Advisory Board の規約と新メンバーの推薦時期について説明があった他、10 年国内委員会の運営ガイドラインが公開されたことについても言及があった。

これに対し、ブラジル、ケニア、ベルギー、フィリピン、中国、コートジボワール、スウェーデン、イギリス、トルコ、韓国、ロシア、インド、スペイン、イラン、イタリア、ドイツ、アルゼンチン、アメリカ、フランス、チリ、オーストラリア、日本、タイ、ポルトガル、カナダ、マレーシア、グレナダ、ナイジェリア、カタール、トーゴ、バングラデシュ、SCOR、FAO、GOOS からそれぞれ発言があり、国連海洋科学の 10 年国内委員会について自国内で設立済、もしくは設立予定であり「10 年」の活動を支持する旨の発言をする国が大半を占めていた。我が国からは、対処方針に則り、J-FiT を通じた資金援助により貢献してきたこと、「10 年」国内委員会を設立し、「10 年」に資する我が国の取組をまとめた事例集（英語版）を「世界海洋デー」に合わせて公開したことを発言した。英国からは 2021 年の G7 議長国を務め、「G7 Ocean Decade Navigation Plan」策定を主導し、「10 年」をサポートすることが重要な柱となっていること紹介があり、議長期間中はグローバルな海洋観測において、3 つの分野（ネット・ゼロ、デジタル・ツイン・オーシャン、海洋指標フレームワーク）の推進に努める旨発言があった。

決議案については、アフリカへの配慮を重視するパラグラフを追加して議題 5 に付されることとなった。

4. 運営、ファイナンス、管理

議題 4.1 及び 4.2 については、IOC 事務局長より、議題 3.2 とまとめた形での報告が行われた。加盟国からの発言も同様にまとめて行われた。議題 4.1 及び 4.2 部分に特化した発言を求められたタイミングでの加盟国からのコメントは以下の通り。

4.1. 2022-2029 年の中期的な戦略案：事務局からの素案（6 月 15 日）

ノルウェーより、素案を支持し、海洋経済ハイレベルパネルでの取組は国連海洋科学の10年のみならずIOCの活動そのものにも寄与するので協力していきたい旨の言及があり、トーゴからも素案を支持する旨の発言があった。また、WMOからは、海洋データの利用やGOOSなどを通じてIOCと協力していきたいといったコメントが寄せられた。

4.2. プログラム及び予算案（6月15日）

ノルウェーより、これまでもノンイヤーマークでの支援を行ってきており、引き続きサポートしたいとしつつも、さらにVoluntary Contributionを増やすことをIOCに促す発言があった。同様のコメントは議題3.1部分でもグレナダ等からも言及された。

4.3 第53回執行理事会決議のフォローアップ：オンライン会合開催を承認するための手続規則の改定及び物資的支援に関する報告のためのガイドライン（6月18日）

会期間財政諮問グループ(IFAG)のKarim Hilmi議長(IOC副議長)より報告が行われた。今期のIFAGは23か国のメンバーからなり、IFAGの任務としては2020年12月末時点での40C/5の予算執行状況及びIOC特別会計の報告、中期戦略(2022-2029)、予算・プログラム(2022-2029)及びガバナンスである旨紹介されたのち、今回の議題になっている第53回執行理事会決議のフォローアップとして、オンライン会合開催を承認するための手続規則の改定(総会手続規則・執行理事会手続規則)及び物資的支援に関する報告のためのガイドラインについて説明がなされた。手続規則については、法務担当との相談の結果、秘密投票を除いてオンライン会合を禁じていない点や、ユネスコは手続規則を更新していないがオンライン会合のガイドラインを承認していることを踏まえた修正、手続規則の英仏語間の訳の違いの調整などが提示された。タイムラインとしては2022年第55回執行理事会に2つの手続規則の第一次草案が出され、2023年の第32回総会で総会手続規則草案のレビュー、第32回総会直後のタイミングで執行理事会手続規則承認のための臨時執行理事会を開催という流れになる。また、ユネスコ執行委員会の慣行に従って総会・執行理事会はバーチャル会合のための作業方法に関する勧告を承認するという説明があった。

また、物資的支援に関する報告のためのガイドラインについて米国から提案が提出された旨報告された。

4.4. 財政委員会議長からの報告（6月24日）

財政委員会議長であるKarim Hilmi氏(IOC副議長)より、財政委員会は71か国の参加によって開催され、財政諮問グループ会合(IFAG)での議論を受け、中期戦略(2022-2029)、予算・プログラム(2022-2029)、第53回執行理事会決議のフォローアップとしてのオンライン会合開催を承認するための手続規則の改定(総会手続規則・執行理事会手続規則)及び物資的支援に関する報告のためのガイドラインについて議論した旨報告があった。2020-2021の予算に関して、2020年12月時点で外部資金源は全体の76%に達したことや、2022-2029

の予算・プログラムに関しては、本体事業予算の減額を表明しながら、事務局長のシステムティックな考えを留意することとしたといったコメントがあった。

手続規則については、ユネスコ法務担当とも相談した結果、総会と執行理事会の手続規則をオンライン会合に対応できるように別々で作成し、英語とフランス語の翻訳の齟齬を解消するように修正するための改訂が行われることになり、執行理事会の手続規則は第 32 回 IOC 総会でレビューされた後、総会直後に執行理事会を開催して承認することとなった。また、物資的支援に関する報告のためのガイドラインについては、まだ議論すべき点があるということから、今後 IFAG での検討を推奨する旨決議案に盛り込まれたという報告があった。

4.5. IOC 役員及び執行理事会メンバーの選挙（6 月 21 日）

選挙管理委員長である Amr Morsy 氏（エジプト代表部参事官）により、4.5.1～4.5.3 のとおり、選挙結果について報告が行われた。

4.5.1. IOC 議長の選挙

立候補が Mr Ariel Hernan Troisi（アルゼンチン：現議長）のみであったため、無投票で同氏が選出された。

4.5.2. IOC 副議長の選挙

副議長への立候補について、全グループ I～IV においてそれぞれ 1 名の立候補であったため、無投票で以下のとおり選出された。

グループ I：Ms Marie-Alexandrine SICRE（フランス）

グループ II：Mr Alexander FROLOV（ロシア・現副議長）

グループ III：Mr Frederico Antonio SARAIVA NOGUEIRA（ブラジル・現副議長）

グループ IV：Mr Srinivas Kumar TUMMALA（※注：インドは現副議長国だが、現副議長とは別の候補者）

グループ V：Mr Karim HILMI（モロッコ・現副議長）

4.5.3. IOC 執行理事会メンバーの選挙

選挙管理委員長より、執行理事会の選挙について、議長及び副議長の選出国は執行理事国となること及び各グループの執行理事国の議席数から議長及び副議長を引いた数が各選挙グループの執行理事国の議席数となる旨説明があり、すべてのグループで議席数と同じ立候補国数であったため、クリーンスレートが成立し、各立候補国が執行理事国として選出された。

（グループ I については総会開始前にギリシャが立候補を取り下げしており、グループ IV については、選挙管理委員会会期中に議席数より 1 か国上回る立候補国数だったが投票前日にスリランカが立候補を取り下げた。）

グループ I（10 席）：カナダ、フランス（副議長）、ドイツ、イタリア、ポルトガル、スペイ

- ン、スウェーデン、トルコ、英国、米国
- グループⅡ（3席）：ロシア（副議長）、ブルガリア、ルーマニア
- グループⅢ（9席）：アルゼンチン（議長）、ブラジル（副議長）、チリ、コロンビア、グレナダ、パナマ、ペルー、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ウルグアイ
- グループⅣ（9席）：オーストラリア、中国、インド（副議長）、イラン、日本、フィリピン、韓国、タイ、トルクメニスタン
- グループⅤ（9席）：コートジボワール、エジプト、ガボン、ギニア、ケニア、リビア、モロッコ（副議長）、サウジアラビア、南アフリカ

4.6. 第32回 IOC 総会及び第55回執行理事会について（6月24日）

第55回執行理事会はユネスコ本部で2022年の6月13日～17日のうちの3.5日間で開催し、第32回 IOC 総会は2023年6月19日～30日のうちの6日間もしくは6.5日間の会期でユネスコ本部開催されること、これに先立ち、1日間の第56回執行理事会及び総会直後の執行理事会 RoP 承認のための臨時執行理事会を開催すること（ただし、いずれも重要な会合（2022年のリスボンでの世界海洋会議や2023年のWMOの世界気象会議など）や祝日避けること）が了承された。

なお、日本より、今次総会においてショートノータイスで提出が求められたナショナルレポートの扱いは次回総会ではどうなるのか、結局3か国しか出ていない現状であり、次はもっと出てくるようにすべきではないかという指摘をし、事務局長より、各国レポートはIOCが各国の取組を把握するのに重要であり、短い締切りにも関わらず提出してくれた日本やロシアをはじめとした3か国に感謝（注：あと1か国はインド）、加盟国には事務局に送付するように奨励するといった回答があり、これに対して日本からは、会期内においてもナショナルレポートに関する反応もあると良いのではないかとコメントした。また、議長からも、ナショナルレポートについては、サーキュラーレターで加盟国に通知しているとおり重要なものであるので、提出を推奨する旨発言があった。

5. 決議及び議事録の採択（6月24日）

道田決議委員会議長から、決議委員会は今次総会会期中に3回開催され、29か国が参加し、議題3.7（持続可能な開発のための国連海洋科学の10年実施計画に関する報告）及び議題4.4（財政委員会議長報告）に関する2本の決議案を議論したことが報告され、これら決議案について全体会合での審議に付された。

議題3.7に関する決議案については、修正なく承認された。

議題4.4に関する決議案については、IOCINDIO議長より、ANNEXの中期戦略のパラ45にあるISAについては、記載が正しいか確認したほうが良いという指摘があったが、事務局長より UNCLOS の文書に記載されている旨回答があり、修正なく承認された。

サマリー・レポートは、会期末までに用意できた部分のみ提示され、事務局が7月30日までに4か国語を準備して加盟国に送付し、遅くとも9月15日までに確定することとなった。

6. 閉会（6月24日）

IOC事務局より、今次総会は、2021年6月14日から24日の9日間の審議において、決定 Decision と2つの決議 Resolution を採択したことが報告された。IOC議長から、困難な状況下でのオンライン会合であったが、毎日約380人の参加者があったこと、会期内に設置された財政・決議・選挙管理委員会が3回ずつ開催されたほか IOCINDIO の小委員会昇格に関する会期内WGが開催されたことなどが触れられ、謝辞が述べられた。また、コートジボワール、トーゴ、カタールからIOCの今後の展望等に関する発言があった。事務局長から、リーダーシップを発揮してくれた議長と、今期で退任する副議長（Breuch-Moritz 氏（ドイツ）及び Shenoï 氏（インド））への謝辞、加盟国の協力により国連海洋科学の10年の実施期間に移行できたこと、今次総会はオンラインにも関わらず深く質の高い議論ができたことに感謝の意が述べられたほか、IOCINDIO については次回総会までにより充実した議論ができることを期待、新しい副議長を歓迎するなどの発言があった。議長からは、会期内委員会議長や今期退任の副議長、事務局長をはじめとした事務局全員や通訳者、技術担当への謝意が表され、次は対面でも開催を願うことが述べられた後、退任の副議長からそれぞれ挨拶があり、閉会となった。